

第2回 港湾施設の点検診断及び補修等対策技術に関する総合検討会

議 事 概 要

日 時： 平成25年11月12日（火） 14：30～17：00

場 所： 中央合同庁舎2号館 国土交通省低層棟1階共用会議室1

○事務局より、港湾施設の点検・調査ガイドラインの位置づけと、点検診断の種類、方法、結果の記録等の骨子（案）について、また、新技術の活用、専門技術者の活用、人材の育成等の方針について説明し、委員による意見交換を行った。

○各委員からは下記のような意見があった。

- ・施設の状態を一定程度把握するためには、最低限、一般定期点検診断は5年を超えない程度に、実施することが望ましい。
- ・一般或いは詳細点検の実施間隔、実施時期、実施方法は、最低限の周期を示した上で、施設の重要性や劣化度を勘案して適切に設定されるよう考慮すべきである。
- ・点検項目は、新技術の活用も含め効率的、効果的な方法を検討すべきである。
- ・現行の点検結果の評価は、元々6段階評価だったものを4段階評価に移行してきた経緯があり、また、現場への影響も考慮すると、これ以上簡略化することや変更するのは好ましくない。
- ・点検結果の判定基準・評価方法は、既存の「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」をベースとするが、判定の境界については、もっと分かりやすくする工夫をするべき。
- ・点検結果の記録は、簡便にするのはいいが、その後の維持管理やデータベース化を意識して検討すべきである。

○次回以降、いただいたご意見を踏まえ、議論を深めていくこととなった。